貨物自動車運送約款

中華自動車第　二〇号　認可年月日平成十六年八月八日

目次

第一章　総則
第二章　運送業務
第一節　通則（第一条・第二条）
第二節　運送契約（第三条・第四条）
第三節　引受（第五条・第六条）
第四節　貨物の受領及び引渡し（第七条・第八条）
第五節　指図（第九条・第十条）
第六節　運賃及び料金（第十一条・第十二条）
第七節　責任（第十三条・第十四条）
第八節　事故（第十五条・第十六条）
第九節　損害賠償（第十七条・第十八条）
第十章　附帯業務（第十九条・第二十条）
第十一章　連絡運輸（第二十一条・第二十二条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に関する運送契約（以下「運送契約」という。）については、この運送約款によるほか、法令に反しない限り、この運送約款に定めない事項についても、この運送約款の規定に準じて取扱います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約を締結することがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第二条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、緊急又は公益上当該事由が変質する場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第四条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算したものとします。

一　発送地から目的地までの日数

二　貨物引渡期間運賃料金を受け取った日を含め一日

三　集配料期間運賃料金を受け取った日を含め一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　引受

（貨物の種類及び性質の通知）

第五条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を申告者に求めることができます。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質の申告がないときは、その貨物の運送を拒否することがあります。

3　当店は、特別機器を使用する貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（運送の種類）

第六条　当店は、一般貨物の運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別機器を使用する貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（運送の段階別等手間料金）

第七条　当店は、荷送人から運送の申込みを受けるに当たり、運送契約書の他に、荷送人から運送の申込みを受けるに当たって必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって運送をも有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

第八条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、距離及び運送の緊急度等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な書面により荷造りを要求します。

3　荷造りを要求します。

4　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人から書面により荷造りの不確に上る損害を負担する旨を申し出たときは、その運送を引き受けることがあります。

5　荷造りを要求しないことにより、荷送人が荷造りを怠ったことにより生じた損害は、当店が賠償します。

（受付日時）

第九条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第十条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、緊急又は公益上当該事由が変質する場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第十一条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算したものとします。

一　発送地から目的地までの日数

二　集配料期間運賃料金を受け取った日を含め一日

三　集配料期間運賃料金を受け取った日を含め一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第三節　指図

（貨物の受領書）

第十二条　当店は、荷受人又は貨物引換証の所持人に対し、運送の中止、返送、転送その他の処置の指図をすることがあります。

2　前項の指図をする場合には、当店は、荷受人又は貨物引換証の所持人に対し、その旨を通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の受領書を発行します。

（指図の撤回）

第十三条　荷受人が貨物の運送の中止、返送、転送その他の処置の指図をしたときは、当店は、荷受人の指図を撤回することがあります。

2　当店は、荷受人の指図を撤回することがあるときは、その旨を荷受人に通知します。

3　当店は、荷受人の指図を撤回することがあるときは、その旨を荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の扱）

第十四条　当店は、第十二条第二項の規定により荷受人の指図を撤回することがあるときは、その貨物を保管することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の保管をしたときは、その旨を荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第十五条　当店は、第十二条の規定により荷受人に対して指図をすべきものとしたときは、荷送人が指図をしたときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の費用に充てた残用に充当し、不足があるときは、荷送人からの支払を請求します。

4　当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の費用に充てた残用に充当し、不足があるときは、荷送人からの支払を請求し、余剰があるときは、荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

第十六条　当店は、荷受人を確知することができないとき、荷受人を確知することができないとき、第十二条第二項の規定により指図をすべきものとしたときは、その貨物を競売又は変質しやすいものであるときは、その手続を定めないときは、その手続によらず、公正な取引価格を定め、公正な方法によりこれを売却することがあります。

2　前項の規定による売却したときは、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

第四節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第十七条　荷受人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処置の指図をしたときは、当店に対し、運賃及び料金並びにその費用の全部を支払わなければなりません。

2　当店は、荷受人又は貨物引換証の所持人に対し、その旨を通知します。

3　当店は、荷受人又は貨物引換証の所持人に対し、その旨を通知します。

（運賃）

第十八条　当店は、荷送人に対し、運賃、料金等の収受方法を定めることがあります。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が適当でないときは、その運賃、料金等の額を適当なものに変更します。

3　当店は、第一項の規定により運賃、料金等の額を定めるときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第十九条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等の全部を受け取ることがあります。

2　当店は、前項の場合において、運賃、料金等の額が適当でないときは、その運賃、料金等の額を適当なものに変更します。

3　当店は、第一項の規定により運賃、料金等の額を定めるときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十条　当店は、荷受人から運賃、料金等の全部を受け取ることがあります。

2　当店は、前項の場合において、運賃、料金等の額が適当でないときは、その運賃、料金等の額を適当なものに変更します。

3　当店は、第一項の規定により運賃、料金等の額を定めるときは、その旨を荷受人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十一条　当店は、荷受人から運賃、料金等の全部を受け取ることがあります。

2　当店は、前項の場合において、運賃、料金等の額が適当でないときは、その運賃、料金等の額を適当なものに変更します。

3　当店は、第一項の規定により運賃、料金等の額を定めるときは、その旨を荷受人に通知します。

第五節　責任

（責任の始期）

第二十二条　当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人から受け取ったときから始まります。

（責任の終期）

第二十三条　当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷受人に引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人の請求により、当店が別に定める事項を記載した書面を交付したときは、その書面に記載された事項に従い、その責任を負います。

2　当店は、次の場合には、荷受人に対し、相当の期間を定め貨物の受取りの催告をしたときは、その期間を過ぎても、荷受人が貨物の受取りをしないときは、その貨物の滅失、き損についての責任を負いません。

一　荷受人が貨物の受取を拒否したとき。

二　荷受人の所在が不明であるとき。

三　荷受人が貨物の受取を遅延したとき。

（責任の特別消滅事由）

第二十四条　当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の滅失、き損について、荷受人から異議なく貨物を受け取ったときは、その貨物の滅失、き損についての責任は、消滅します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷受人が貨物の滅失、き損について、当店に対して、その旨を通知したときは、その貨物の滅失、き損についての責任は、消滅しません。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任が消滅したときは、その旨を荷受人に通知します。

（責任の原則）

第二十五条　当店は、運送契約書の場合には、貨物の滅失又は毀損についての責任を負います。

2　前項によって責任を負うべきものとされた日の翌日から起算して六日以内に、荷受人から当店に対して、その旨の通知がなかったときは、その貨物の滅失、き損についての責任は、消滅します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の限度）

第二十六条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第二十七条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第二十八条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第二十九条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十一条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十二条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十三条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十四条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十五条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十六条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十七条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十八条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第三十九条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十一条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十二条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十三条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十四条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十五条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十六条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十七条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十八条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第四十九条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十一条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十二条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十三条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十四条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十五条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十六条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十七条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十八条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第五十九条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

（責任の特別消滅事由）

第六十条　当店は、荷受人から貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

2　当店は、前項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の滅失、き損についての責任を負うときは、その責任の原因が生じた場合に限り、その貨物の価額を限度とします。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第十六条　当店は、次の場合には、荷送人の指図を求めます。

一　貨物の滅失、き損その他の事故が生じたとき。

二　荷送人の指図を求めることができないとき。

三　相当の期間内に荷送人の指図を求めないとき。

2　当店は、前項の場合において、指図をすべきものとしたときは、その旨を荷送人に通知します。

3　当店は、荷送人の指図を求めることができないとき、荷送人の指図を求めないとき、荷送人の利益のために必要と認められるときは、その貨物の保管